

## 入札条件（物品・業務委託）【消費税率10%適用】

**1 競争入札参加心得等**

入札参加者は、山口市競争入札参加者心得（以下「参加者心得」という。）、入札公告等（入札公告並びに指名競争入札における指名通知及び入札説明書をいう。以下同じ。）及び設計図書類等（仕様書、この入札条件その他の入札公告等に添付する書類をいう。以下同じ。）を十分に理解し、信義誠実の原則を守らなければならない。

郵便入札においては、山口市郵便入札に関する要領及び「郵便入札における留意事項のお知らせ」についても同様に十分に理解をすること。

一般競争入札（条件付一般競争入札を含む。以下同じ。）の場合においては次に掲げる事項その他の入札公告に定める入札に参加できる者の資格要件に該当していることを確認の上で入札に参加しなければならない。また、指名競争入札において次に掲げる事項を満たさない者は入札を辞退しなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（用語の定義等は、次に定めるほか、その詳細については別に山口市公式ウェブサイトに掲載する「資本関係・人的関係に関する取扱基準」のとおり）。
  - ア 「資本関係」とは、会社法に規定する子会社等と親会社等の関係又は親会社等を同じくする子会社等同士の間をいう。
  - イ 「人的関係」とは、一方の会社等の役員等（取締役、執行役、業務執行社員、組合理事、管財人等をいい、社外取締役、会計参与、監査役、執行役員等を除く。以下同じ。）が他方の会社等の役員等を現に兼ねている場合の2者の関係をいう。

**2 制度要綱・要領及び申請様式**

参加者心得、この入札に関連する制度要綱・要領及び提出書類の様式については、山口市公式ウェブサイトに掲載するので、入札参加者は、必要な書類を適宜ダウンロードして閲覧又は使用をすること。

ただし、個別の入札における入札公告等又は設計図書類等において提出書類の様式を指定した場合は、その指定した様式を使用すること。

**3 設計図書類等の閲覧又は配布**

- (1) 閲覧場所及び日時
 

入札公告等に定めるところによる。
  - (2) 山口市公式ウェブサイトに掲載した設計図書類等を閲覧する際に必要なパスワードを**設定している場合**は、次のとおりとする。
    - ア 一般競争入札の場合は、次のとおりとする。
      - (ア) パスワードを取得したいときは、パスワード照会・回答書（参加者心得様式第1号）を入札公告に定める入札執行課に提出し、照会すること。
      - (イ) 照会できる者は、「入札に参加できる者の資格要件」に示す「登録営業種目」に係る入札参加資格を有する者とする。
      - (ウ) 提出方法は、電子メール、ファックス又は持参とし、電子メール又はファックスの場合は受信後に入札執行課から受信確認連絡をするので、受信確認連絡がない場合は入札執行課に電話等で問い合わせること。
      - (エ) 照会期限は、入札日（郵便入札にあっては、入札書到着期限）の前日（閉庁日（下記※）を除く。）午後4時までとする。なお、入札公告に別に定めた場合は、その定めによる。
      - イ 指名競争入札の場合は、指名通知書にパスワードを記載する。
- (※) 閉庁日とは、山口市の休日に関する条例（平成17年山口市条例第9号）に規定する休日をいう。以下同じ。

**4 入札の参加申請（指名競争入札の場合は、対象外）**

入札公告において、入札参加資格確認申請書（参加者心得様式第3号）の提出

が必要とした場合は、次のとおりとする。

- (1) 提出方法及び期限は、入札公告に定めるところによる。
- (2) 提出書類の訂正等  
既に提出した申請書及び添付書類の訂正は、提出期限内に限り認める。また、入札執行課から補正の指示があった場合は、示された期限までに補正をしなければ、申請を取り下げたものとみなす。なお、受理した申請書及び添付書類は、返却しない。
- (3) 費用負担  
申請書及び添付書類の作成に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- (4) 参加資格の確認  
申請書又は添付書類に不備があり、参加資格の有無が判定できない場合は、参加資格を認めないものとする。

## 5 入札参加の辞退

次のとおりとするほか、参加者心得第7条（入札の辞退）に定めるところによる。

- (1) 辞退の自由  
上記4の入札の参加申請（入札に先立つ事前申請に限る。）をした者又は指名通知を受けた者で、この入札に参加することを希望しない者は、提出期限までは、いかなる場合でも辞退することができ、これを理由として以後の入札等について不利益を受けるものではない。
- (2) 入札書提出後の辞退  
入札者は、上記(1)の規定にかかわらず、入札書を提出した後は、提出した入札書を撤回して辞退することはできない。ただし、郵便入札による場合に限り、入札公告等で指定した開札日時までに入札辞退届を入札執行者に直接持参して提出することにより辞退することができる。
- (3) 辞退の方法  
参加者心得第7条に定めるところによる。ただし、上記(2)ただし書の場合においては、この限りでない。

## 6 入札の中止等

入札参加者がいない入札は中止とするほか、参加者心得第13条（入札の中止等）に定めるところによる。

## 7 入札の執行

- (1) 入札書に記載する金額  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額（消費税相当額を含んだ金額）の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書の提出方法  
入札書は、山口市が指定した様式によるものとし、郵便入札及び電子入札による場合を除いては、郵便又は電信による入札は認めない。
- (3) 入札書の書換え等  
入札書を提出した後は、いかなる場合も書換え、引換え又は撤回をすることはできない。ただし、上記5(2)ただし書の場合においては、この限りでない。
- (4) 代理人入札  
入札に関する行為を代理人に行わせようとするときは、委任状を提出しなければならない。
- (5) 1者入札  
ア 一般競争入札においては、入札者が1者の場合でも入札を執行する。ただし、再度入札において入札者が1者になった場合は、入札を中止する。  
イ 指名競争入札においては、辞退等により入札者が1者となった場合は、入札を中止する。
- (6) 会場入札における心得  
参加者心得に定めるもののほか、次のとおりとする。

- ア 入札開始5分前には、会場に到着するように心掛けること。
- イ 入札執行当日、事故等のため時間内に到着できないおそれが生じたときは、直ちに連絡し、指示に従うこと。

## 8 再度入札

- (1) 参加者心得第17条（再度入札）及び第18条（再度入札への参加制限）に定めるところによる。なお、初回の入札と再度入札を合わせた回数は、3回までとする。
- (2) 会場入札においては、入札者は、再度入札を想定して最低3枚の入札書を用意しておくこと。

## 9 無効入札

- (1) 参加者心得第11条（無効とする入札）によるものとする。
- (2) 指名競争入札においては、上記「1 競争入札参加心得等」の(1)～(3)に掲げる事項を満たさない者がした入札は、無効とする。

## 10 内訳書

入札公告等において内訳書の提出が必要とされている場合は、参加者心得第9条（入札書等の提出）に定めるところによる。

## 11 落札者決定の方法

- (1) 落札者の決定
  - 予定価格の制限の範囲内で最低の金額をもって有効な入札をした者を落札者とする。
  - (2) 落札者とならない者
    - 次に掲げる者は、落札者とならない。
      - ア 上記9により無効とした入札をした者
      - イ 参加者心得第16条第1項に定めるところにより、落札者とならないこととする者
      - ウ 山口県警察からの情報提供等により、暴力団等と関係を有する者であることが判明した者
      - エ その他公正な取引の秩序を乱すおそれがあるとして、契約することが著しく不相当と市長が認める者
- (3) くじによる決定
  - 同額入札があったためくじを行う場合は、参加者心得第19条（落札者となるべき同額の入札をした者が2者以上ある場合の落札者の決定）に定めるところによる。

## 12 契約の締結等

- (1) 落札者決定後、契約締結までの間に、落札者が入札に参加できる者の資格要件を満たさなくなったときは、当該落札者とは契約を締結しない。
- (2) 入札公告等において電子契約の方法によることができると定めた場合にあっては、電子契約を希望する落札者は、山口市公式ウェブサイトに掲載する「電子契約の利用申出」の案内に従い、「電子契約利用申出書」を提出しなければならない。